

空港シャトル便の約款については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款を基本としますが、シャトル便のみに適用する事項は以下のとおりとします。

■ (運送の引受け)

- (1) 旅客の運送は、出発日の30日前から出発日の2日前(16:59)までにご予約下さい。
- (2) 予約は、本人又は旅行代理店から当社座席センターへの電話及びインターネットにより行います。

■ (小児の運賃)

小児についても大人運賃と同額とします。(座席を確保した場合に限ります)

■ (旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

当社は、やむを得ず運行を中止した時、旅客に対し下記の提示を行います。但し、他の手段による運送の継続手段を利用した場合は、適用しません。

- (1) 運賃支払済の旅客に払戻し
- (2) 払戻しを受けることが出来る票
- (3) 乗車地までの無賃送還

2 当社は、旅客が旅客の都合により乗車を取り消す場合は、下記に定める手数料を申し受けます。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 4日前から10日前まで | 20%  |
| (2) 2日前から3日前    | 30%  |
| (3) 前日          | 40%  |
| (4) 当日          | 100% |

■ (手回り品)

旅客は、手回り品2個、大型トランクケース1個を無料で車内に持ち込むことができます。無料手回り品の大きさは、3辺の合計が100cm以下とし、大型トランクケースの大きさは、3辺の合計が200cm以下とします。

2 手回り品は、他の旅客の荷物積込を困難にする物、動物(盲動介助犬を除く)、精密機械等、運行によりき損の可能性のある物、危険物等の持ち込みはできません。

■ 待機時間

飛行機到着便の遅延等により指定場所にお客様が居ない場合、当社は、次便運行に支障ない限りにおいて最大30分間待機します。

■ 禁煙・座席等

当シャトルは、全席禁煙、全席自由席、同一グループの旅客でも同一車両にならない場合もあります。